

1994年頃までに、 出産や手術で大量出血等をされた方へ

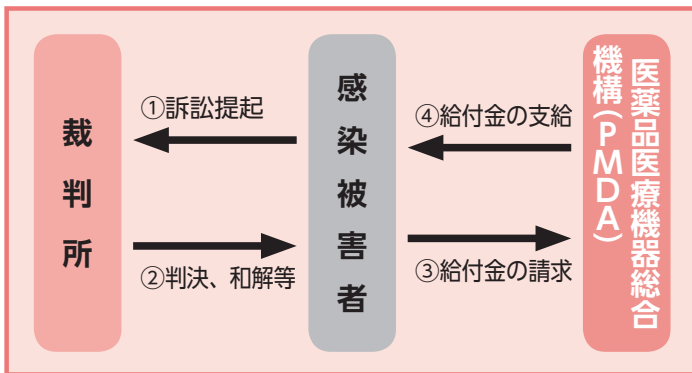
～C型肝炎救済特別措置法による給付金の請求期限が迫っています～

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律（※）に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたこと、②その医薬品が使用されたこと、③慢性肝炎を罹患したこと、④慢性的に感染されたこと、⑤国と和解をしたうえで、給付金を受けることができます。なお、この給付金を受けるためには、**2018年1月15日までに国を相手とする裁判**をしなければなりません。

出産や手術での大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用された方、身に覚えのある方、もしやと思う方は、まずは肝炎ウイルス検査を受けましょう。保

健所または自治体が委託する医療機関であれば、概ね無料で検査を受けることができます。肝炎ウイルス検査の詳細は、厚生労働省のホームページの「肝炎総合対策の推進」のサイトや、「知って、肝炎」プロジェクトの特設サイトをご参照ください。
※特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第9因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法



詳しくは、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

<問い合わせ先>

◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口
フリーダイヤル 0120-509-002
受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

<裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先>

◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
フリーダイヤル 0120-780-400
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
（※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からもご利用いただけます）

<肝炎ウイルス検査のご案内>

◎厚生労働省ホームページ
「肝炎総合対策の推進」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/hepatitis_kensa.html
「知って、肝炎」プロジェクト <http://www.kanen.org/qanda/>